

第Ⅲ章 保存と管理

第1節 地区の設定とその特性

二見浦の多彩な構成要素の性質及び分布状況等を踏まえ、自然公園法等による規制状況を勘案し、図Ⅲ－1のとおり名勝指定地を立石崎・二見浦・御塩殿・音無山・賓日館の5つの地区に区分する。また、第Ⅱ章第2節3に記した名勝の周辺環境を構成する要素に基づき、図Ⅲ－1・Ⅲ－2のとおり周辺地域の隣接地を三重県名勝指定地包含地区・景観計画区域重点地区（無重複エリア）・名勝追加指定検討地区の3つの地区に区分する。各地区の設定理由と主な構成要素は、次のとおりである。

(1) 指定地内

① 立石崎地区

○範囲

二見興玉神社境内地から龍宮社前の砂浜にかけての陸域と、それらの沖合に広がる海域

【自然公園法：第1種、第2種及び第3種特別地域】

○設定理由

名勝二見浦を象徴する地区。二見興玉神社の御祭神猿田彦大神の依代が興玉神石であり、その鳥居の役割を果たすのが立石（夫婦岩）であるため、一体的な価値を有するものとして、一つの地区にまとめた。

○主な構成要素

二見興玉神社、立石（夫婦岩）、興玉神石

② 二見浦地区

○範囲

二見浦公園、二見浦の砂浜海岸の陸域と、その沖合に広がる海域

【自然公園法：第2種特別地域】

○設定理由

名勝二見浦の中心をなす地区。二見浦の沿岸・砂浜・堤防・松林は不可分の要素であるので、一つの地区にまとめた。

○主な構成要素

二見浦の海浜、二見浦公園、二見浦海水浴場

③ 御塩殿地区

○範囲

御塩殿神社境内地

【自然公園法：第2種特別地域】

○設定理由

名勝二見浦の歴史的意義を示す地区。神宮で用いる御塩を作る御塩殿神社敷地を一つの地区とした。

○主な構成要素

御塩殿神社

④ 音無山地区

○範囲

二見浦から眺望できる音無山北側斜面一体

【自然公園法：第1種及び第3種特別地域】

○設定理由

名勝二見浦の海浜と一体の風致景観をなす地区。立石崎も含め、丘陵部は一連の地形として一つの地区にまとめた。

○主な構成要素

音無山（丘陵、広葉樹林）、音無山公園

⑤ 賓日館地区

○範囲

賓日館敷地

【自然公園法：普通地域】

○設定理由

名勝二見浦の近代の歩みを示す地区。神宮参拝の賓客休憩・宿泊施設として利用された賓日館の敷地を一つの地区とした。

○主な構成要素

賓日館（建築物）、庭園

(2) 指定地周辺地域

① 三重県指定名勝包含地区

○範囲

三重県名勝の指定地を含む旅館街一体

【自然公園法：普通地域】

○設定理由

旅館街も観光地としての二見浦を構成する要素であり、昭和11年（1936）に指定された三重県名勝の指定地（図Ⅲ-3）は、現在の旅館街の一部を含んでいる。ただし、ここでは旅館街を一体の地区として捉えるために、通りの両側で三重県名勝に指定されていない場所も含めることとする。

○主な構成要素

旅館街

② 景観計画区域重点地区（無重複エリア）

○範囲

伊勢市景観計画に基づく景観計画区域重点地区で、国の名勝指定地、三重県指定名勝包含地区と重ならないエリア

【自然公園法：普通地域】

○設定理由

伊勢市景観計画は、平成 17 年度（2005）に全面施行された景観法を受け、日本文化の源泉、「心のふるさと」であるこの伊勢を、私たちの手でつくり、育て、そして次世代に継承していくことを目的に、平成 21 年度（2009）に伊勢市が策定した。

伊勢市が指定する景観計画区域重点地区は広範囲に及ぶが、JR 二見浦駅から二見興玉神社に至る表参道としての性格を有する一帯が含まれているので、名勝指定地や三重県指定名勝包含地区と重ならないエリアを周辺地域として取り上げることとする。

○主な構成要素

句碑、旧二見道

③ 名勝追加指定検討地区

○範囲

五十鈴川河口から五十鈴川の分流江川（五十鈴川派川）に至る海岸線で、名勝指定地に含まれない範囲とその背後地に広がる松林及び御塩浜

【自然公園法：第 2 種、第 3 種特別地域及び普通地域】

○設定理由

二見浦は、広義には五十鈴川河口から江川河口までの海岸線を指すので、海岸線を一体として捉え、名勝指定地に含まれない範囲とその背後地を景観要素として取り上げることとする。

また、現在の御塩浜は二見町西の五十鈴川右岸にあり、二見浦の海岸線からは離れた場所に立地しているが、かつては御塩殿神社の前の浜が御塩浜であり、場所を移した後もかつてと同じように御塩を作り続けているので、飛び地として範囲に加えることとする。

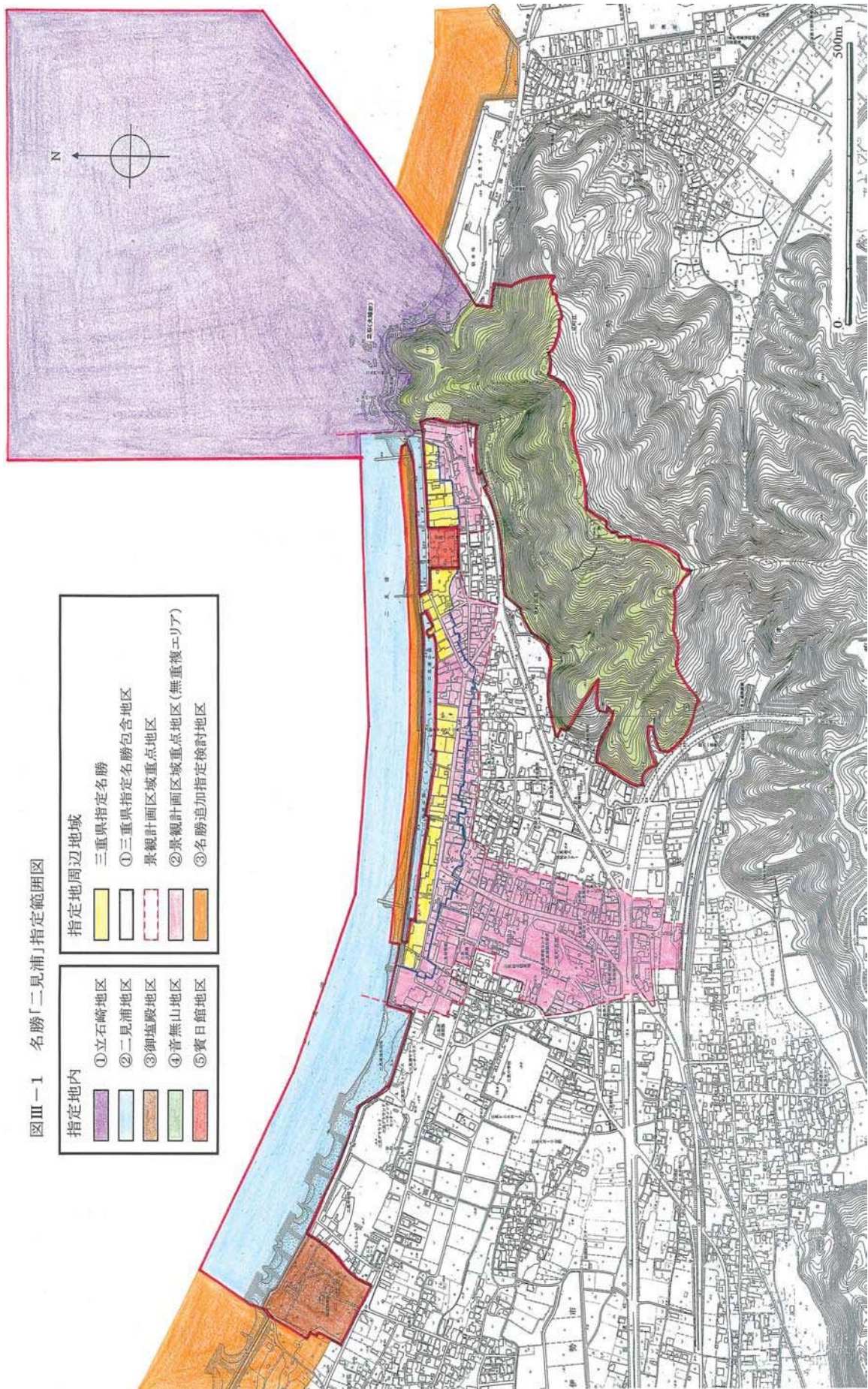
○主な構成要素

高城浜、高城神社、御塩浜

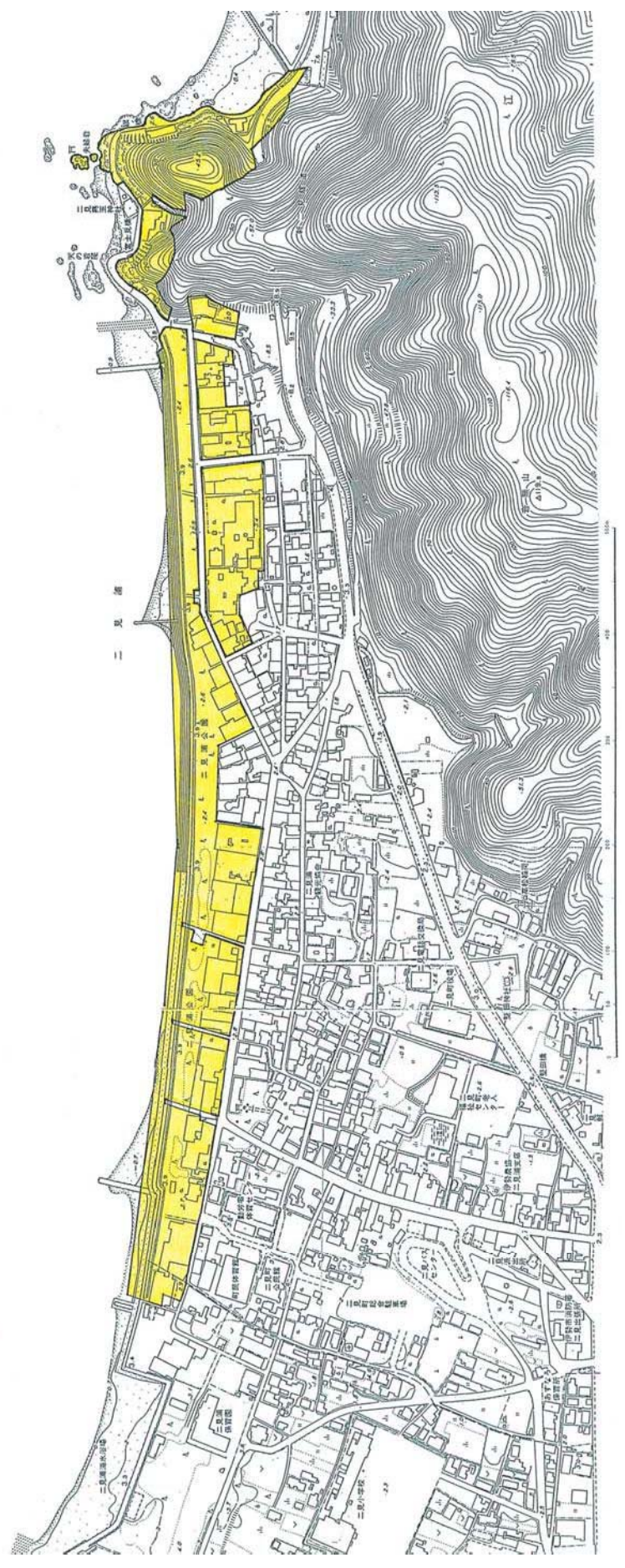
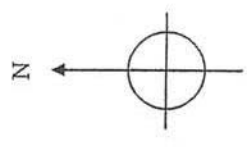
(3) 関係法令による土地利用規制

海岸法、港湾法、自然公園法、森林法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、都市計画法、景観法、三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例、伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例、三重県屋外広告物条例及び伊勢市景観条例等の定めるところに従い、その立法趣旨は異なるものの、それぞれの法令は名勝二見浦の保護及びその周辺環境の保全に有効であるため、これらの法制度も援用しつつ、名勝を保護していくこととする。

図Ⅲ-1 名勝「二見浦」指定範囲図



図III-3 三重県名勝指定地



表Ⅲ－1 名勝指定地にかかる関係法令（図Ⅲ－4～8参照）

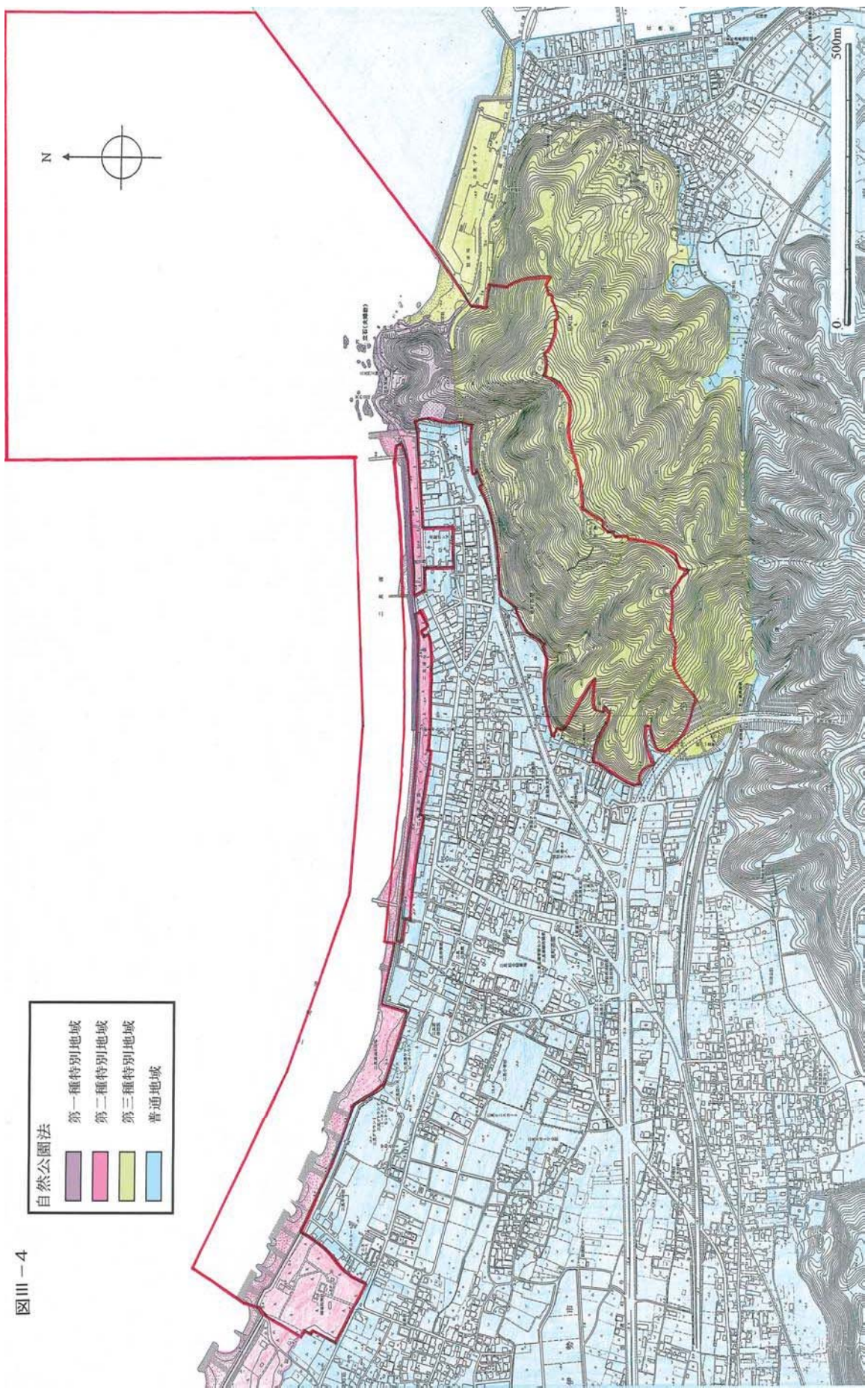
① 指定地内地

地区	名称	法令名	地域・地区等
立石崎地区	立石崎	自然公園法 急傾斜地防止法 港湾法 海岸法 伊勢市風致条例 三重県屋外広告物条例 伊勢市景観条例	第一種特別地域・第二種特別地域 急傾斜地崩壊危険区域 港湾隣接地区 海岸保全地域 二見海岸風致地区 禁止地域 景観計画区域重点地区
二見浦地区	海浜	自然公園法 急傾斜地防止法 港湾法 海岸法 都市計画法 伊勢市風致条例 三重県屋外広告物条例 伊勢市景観条例	第二種特別地域 急傾斜地崩壊危険区域 港湾隣接区域 海岸保全地域 二見浦公園 二見海岸風致地区 禁止地域 景観計画区域重点地区
御塩殿地区	御塩殿神社	自然公園法 港湾法 海岸法 三重県風致条例 三重県屋外広告物条例	第二種特別地域 港湾隣接区域 海岸保全地域 二見西海岸風致地区 禁止地域
音無山地区	音無山	自然公園法 森林法 急傾斜地防止法 砂防法 三重県屋外広告物条例	第一種特別地域・第二種特別地域 保健保安林 土砂流出・土砂崩壊防備保安林 急傾斜地崩壊危険区域 砂防指定区域 禁止地域 屋外広告物沿道景観地区
賓日館地区	賓日館	自然公園法 都市計画法 建築基準法、消防法 三重県屋外広告物条例 伊勢市景観条例	普通地域 商業地域 禁止地域 屋外広告物沿道景観地区 景観計画区域重点地区

② 指定地周辺地域

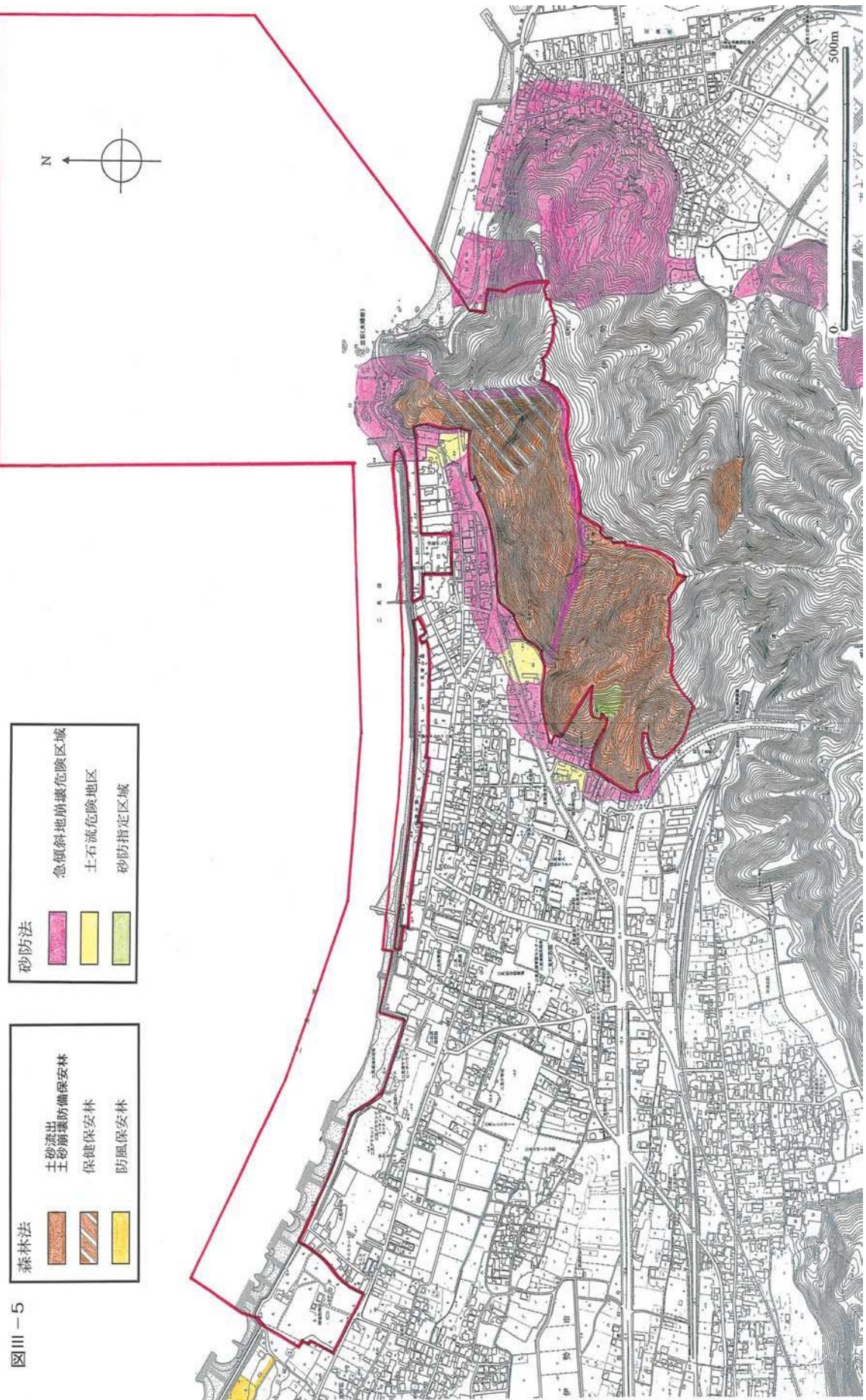
地区	名称	法令名	地域・地区等
県名勝 指定地	旅館街	自然公園法 急傾斜地防止法 都市計画法 三重県屋外広告物条例 伊勢市景観条例	普通地域 急傾斜地崩壊危険区域 商業地域 禁止地域 屋外広告物沿道景観地区 景観計画区域重点地区
景観計画 区域重点 地区	景観計画計 画区域重点 地区（国・ 県名勝指定 地外）	自然公園法 急傾斜地防止法 砂防法 港湾法 海岸法 都市計画法 三重県屋外広告物条例 伊勢市景観条例	普通地域 急傾斜地崩壊危険区域 土石流危険地区 港湾隣接地区 海岸保全地域 第一種住居地域・第二種住居地域・ 商業地域・準工業地域 禁止物件 屋外広告物沿道景観地区 景観計画区域重点地区
名勝追加 指定地 検討範囲	海浜	自然公園法 森林法 港湾法 海岸法 三重県風致条例 三重県屋外広告物条例	第一種特別地域・第二種特別地域 普通地域 防風保安林 港湾隣接区域 海岸保全地域 二見西海岸風致地区 禁止地域

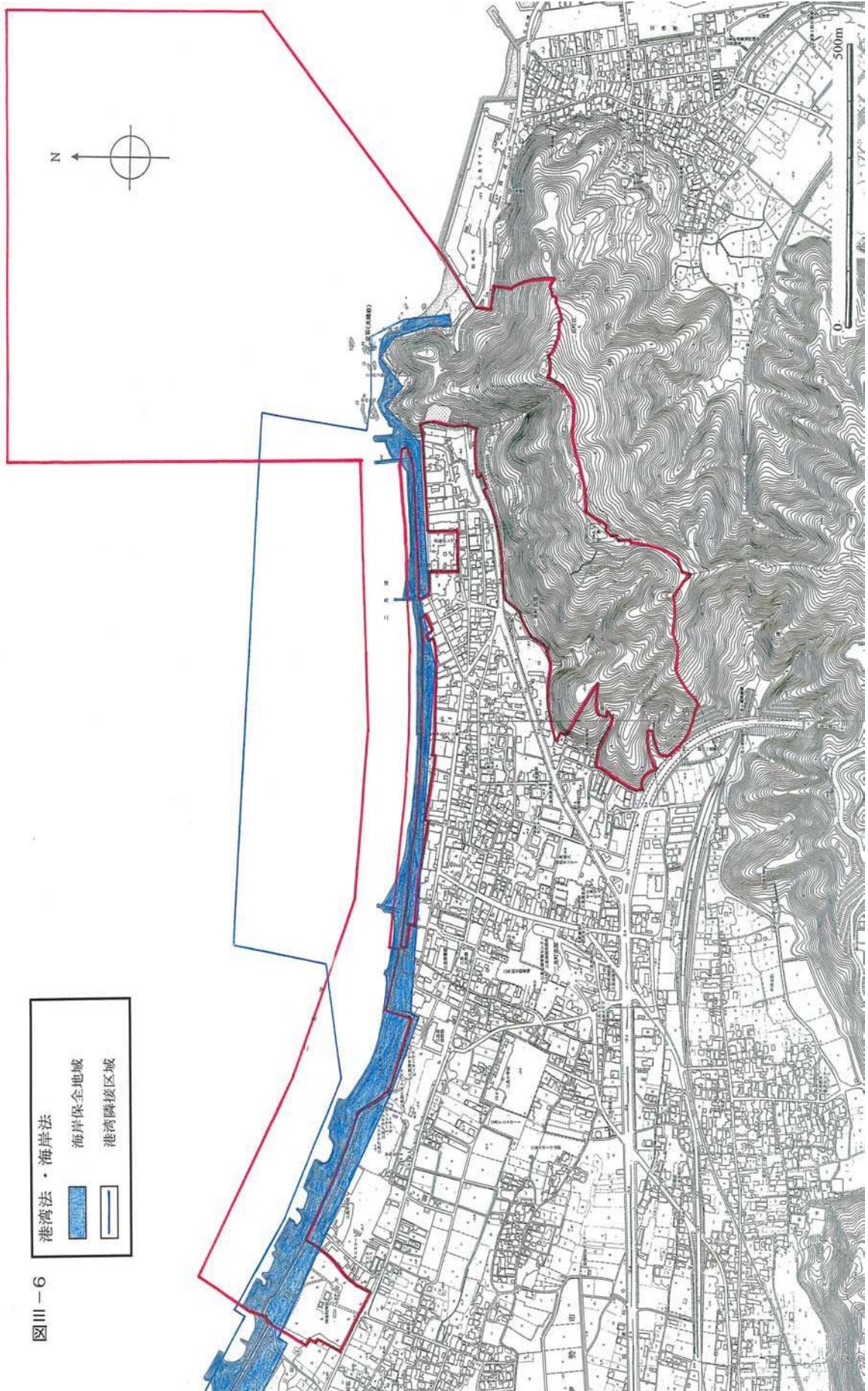
【凡 例】 三重県風致条例：「三重県風致地区における建築等の規制に関する条例」
 伊勢市風致条例：「伊勢市風致地区における建築等の規制に関する条例」
 急傾斜地防止法：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」



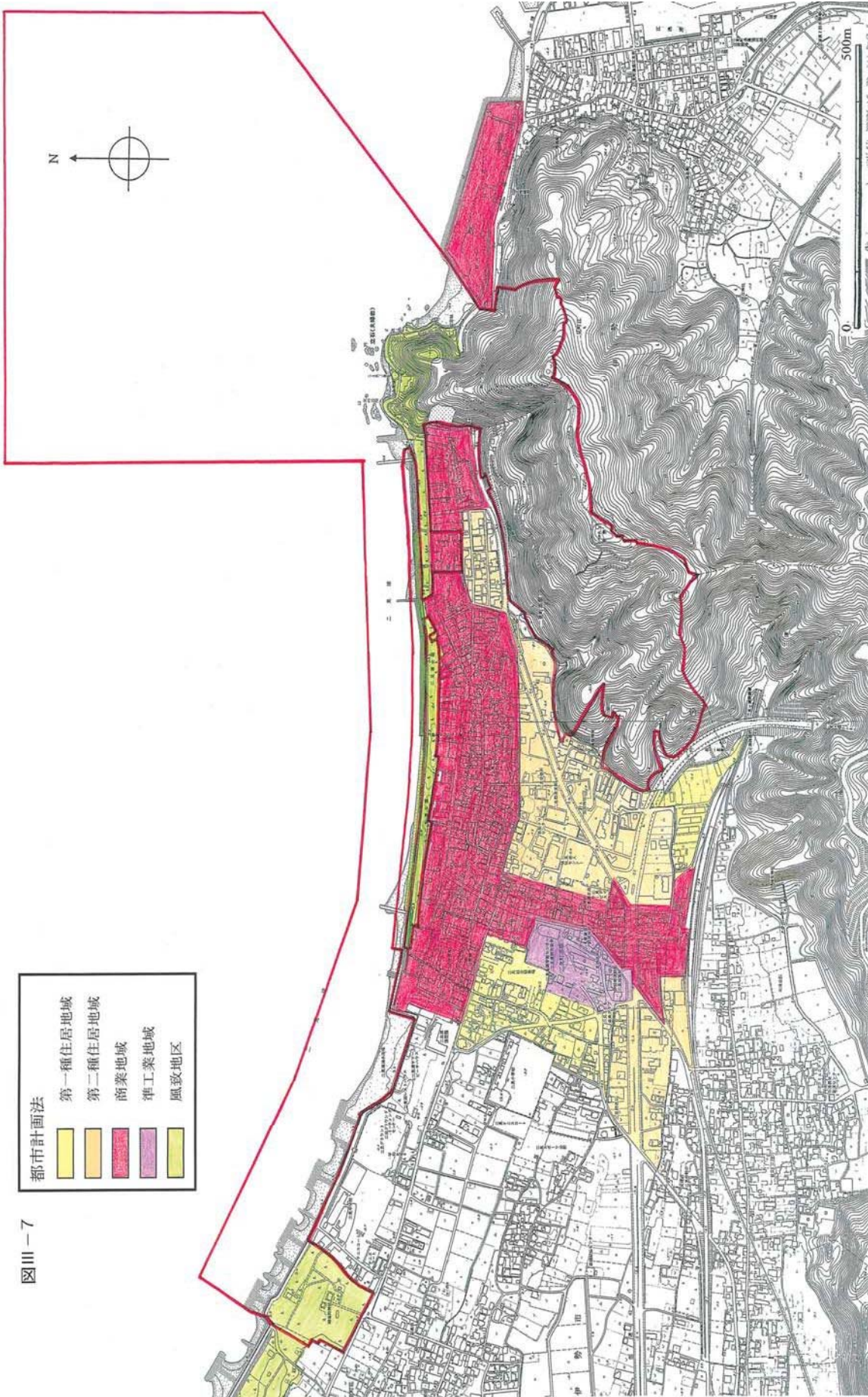
図III-4

图 III-5





图三-6



図III-7

図III-8

